

平成 26 年 12 月 15 日

会津若松市長
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、国保年金課、健康増進課）
- 2 監査の期間 平成 26 年 8 月 19 日～平成 26 年 12 月 15 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 26 年 10 月 20 日（月）
備品調査日 平成 26 年 10 月 21 日（火）
対面監査日 平成 26 年 11 月 5 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 26 年度（4 月～7 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
 - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
 - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
 - (3) 契約関係 契約事務
 - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
 - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行について、適法性、効率性、妥当性の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に是正又は改善を要する事項が認められた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指摘事項

下記のとおり指摘事項が認められたので、必要な是正措置を講じられたい。

○幼稚園及び保育所等の体育器具遊具の安全点検業務の適正化について【こども保育課】

- ・安全点検結果の報告書様式が国が勧める業界規準と全く異なるとともに、幼稚園と保育所の間で統一を欠くもの

「事実」

幼稚園における当該業務委託の仕様書では、「国土交通省通知の『都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)』並びに、社団法人日本公園施設業協会発行の『遊具の安全に関する規準』に基づき、下記の業務をおこなうこと。」とある。

しかし、点検表については、「遊具の安全に関する規準」の点検業務報告書様式とは全く異なるものの使用を指示していた。

また、保育所では極めて簡素化された別な様式が使用されていた。

「是正の意見」

- ・遊具の安全に関する規準に基づく点検内容及び点検表への是正

公園、学校及び児童福祉施設等の公共施設に設置されている遊具の安全性確保に関する行政対応の経過をみると、平成14年に国土交通省が「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定し、これを受けて業界団体が業界規準として「遊具の安全に関する規準」を定め、これは今日広く一般に公表されている。

また、厚生労働省や文部科学省は、管轄する各種施設について、この指針の活用と業界規準の存在を市町村へ周知している。

本市の幼稚園における安全点検の状況をみると、業務委託の仕様において国土交通省の指針と「遊具の安全に関する規準」に基づく業務執行を指示しており、前述の経過をふまえると、この指示は妥当なものと考えられる。

同規準では、点検業務報告書の様式が明確に定められており、多岐にわたる点検項目の診断のほか、ハザード、劣化及び機能や塗装に関する総合判定が明示されている。

しかし、実際に使用されている点検業務報告書は、これと全く別個の実に簡単なものである。

遊具の安全に関する規準に従った点検を求める一方で、同規準に全く従わない点検表の使用を受注者に求めていることは仕様の矛盾であり、安全性確保上も極めて不適正といわざるを得ない。また、保育所においては、業務仕様そのものがなく、点検報告も「良」と「否」しかない。遊具点検の経験と知見から作成された規準の水準とは全くかけ離れている。

多くの施設を管理する学校施設においても、同様に点検表に不十分な点があることが確認された。

書類が良い形で整理されれば、これらの問題はより安定的な形で改善されるはずであり、当該点検業務の重要性に鑑み、関係所管連携のうえ、点検内容及び点検表の早急な是正を図られたい。

(2) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○老人クラブ連合会活動補助金について【高齢福祉課】

(改善すべき事項)

・補助金交付要綱の制定

老人クラブ連合会活動補助金(2,927千円)は、市の補助金交付要綱がなく交付されている。

この補助金は、長年にわたり続いているものであり、額が千円単位まで細かく積算されている以上、その積算根拠を明確にし、補助目的、交付対象及び補助金額等を説明に足るものとしていく必要がある。

具体的な補助金交付要綱を制定するなど、適宜改善を図られたい。

○介護保険料徴収にかかる相続調査の適正化について【高齢福祉課】

(改善すべき事項)

・相続人特定のための戸籍調査の実施

税外収入の金銭債権においては、納入義務者が死亡した場合、未納分の納入義務は民法に基づき相続人に承継される。

介護保険料の相続調査の現状をみると、本人死亡の場合は、月割計算結果の送付先は同世帯の家族に、同世帯に家族がない場合は死亡届出人に対して送付しており、その理由として「介護保険料は相続人の調査権がなく、相続人を特定できないため」としている。

しかし、戸籍法では、同法第10条の2第2項において、国又は地方公共団体の機関は、戸籍謄本等の交付請求ができると規定されている。この公用請求制度の活用は、介護保険料徴収にかかる相続調査においても可能であり、行使しなければならない。

介護保険料徴収に関して、「相続人の調査権がない」として戸籍調査を怠ることは誤りである。

したがって、未納案件で相続が発生した場合は、戸籍調査を行い、的確な相続の把握に努め、税債権にかかる関係手続きも参考としながら、適切な債権管理にあたられたい。

○あいづ・ファミリー・サポート・センター事業委託契約事務の適正化について【こども家庭課】

(改善すべき事項)

・予定価格積算の是正

あいづ・ファミリー・サポート・センター事業委託契約事務において、予定価格積算は「一式」として示されるのみで、費目別内訳が示されておらず、不適切である。

あいづ・ファミリー・サポート・センター事業は、児童福祉法に基づく子育て支援事業として、国・県の補助を受けて実施しており、今年度から委託事業化することで責任を強化している。事業費の積算にあたっては、国が事業規模に応じて定めている事業費の補助基準額を基にしたとのことである。

そうであれば、当該補助積算方式も委託料の予定価格積算において、説明責任に足る十分な根拠となり得たものと考えられる。

今後、積算根拠内訳について、契約事務適正化の観点から、「一式」はやめ、費目別内訳の整備に努められたい。